

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

能美市長 井 出 敏 朗

市町村名 (市町村コード)	能美市 (17211)
地域名 (地域内農業集落名)	中央地区1 (西任田町、吉原町、赤井町、東任田町、粟生町、吉光町、三道山町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月29日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・水稲作を主として、麦・大豆・丸いも等の生産が行われている。
- ・吉原町の農地の一部において、都市計画マスタープランの産業集積地区エリアに位置づけられており、営農計画が立てづらい。
- ・三道山町においては、ほ場の条件が悪いため耕作が困難となってきた。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・西任田町、赤井町、東任田町、粟生町、吉光町においては、耕作状況や作物、ほ場管理等は現状維持。
- ・吉原町において、離農予定者がいるため、耕作者同士で連携のうえ集積を図り、長期的にはエリア内の若手耕作者や数軒の大規模農家に集約される見込み。
- ・三道山町においては、農地の活用を地権者も含めて地域全体での協議を行う必要がある。
- ・丸いもの圃場は適地農地が限定されることと、連作障害があるため、丸いも農家の圃場をローテーションしながら確保する必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	202.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	188.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
吉原町では、エリア内の若手耕作者や大規模農家の数件に集約していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
赤井町は任意の集落営農組織が担っている農地が多いため農地バンクの活用は難しい。
(3) 基盤整備事業への取組方針
三道山町エリアについては地元協議を今後検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・小規模農地が多数ある赤井町において、地域住民による家庭菜園や農福連携による赤井にんじんが栽培されるなどして維持しているが、今後利用者が減少し、遊休地が増えることが想定されるため利用について今後検討が必要。
・後継者の情報や新規就農者の情報など地域とJA、行政も共有し連携を図っていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて今後検討

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】